

会 議 録

会議の名称		第 10 回つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議		
開催日時		令和 4 年（2022 年）10 月 26 日 開会 13:30 閉会 15:00		
開催場所		本庁舎 2 階 職員研修室		
事務局（担当課）		教育局学び推進課		
出席者	委員	森田充教育長、柳瀬敬委員、倉田廣之委員、和泉なおこ委員、成島美穂委員		
	その他			
	事務局	<p>教育局</p> <p>局長 吉沼正美、次長 久保田靖彦</p> <p>学び推進課</p> <p>課長 岡田太郎、参事兼教育相談センター長 久松和則、</p> <p>課長補佐 東泉学、指導主事 古屋雄一朗、</p> <p>主任 淀純一郎、主任 巾崎一真</p>		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	9 人
非公開の場合はその理由				
議題		不登校に関する児童生徒支援の検討		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度、令和 3 年度不登校児童生徒学習支援事業協働実施に関する検証について ・ 今後の不登校に関する児童生徒支援のあり方の検討について 			

案件1 令和2年度、令和3年度不登校児童生徒学習支援事業協働実施に関する 検証について

○教育長

ただいまから第10回つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議を開催いたします。お忙しいところを本当にありがとうございます。早速ですが、案件に入参ります。本日の会議は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例及び施行規則に基づき、原則公開とすることとしますので、委員の皆様におかれましては、ご了承願いたいと思います。

今日の案件は、次第にありますように、2件ございます。早速ですが、案件1の「令和2年度、令和3年度不登校児童生徒学習支援事業協働実施に関する検証」について協議したいと思います。お手元に資料1がいていると思いますけれども、基本的には、前回の内容にご指摘いただいたところ等を修正したものと、皆様の所見を入れたということですが、岡田課長の方から概要について説明をお願いいたします。

○事務局

「令和2年度、令和3年度不登校児童生徒学習支援事業協働実施に関する検証報告書（案）」として、資料1の方、委員さんにはご意見をいただきながら、修正を加えて参りました。形になってきたかなと思っているのですが、回答いただいた修正部分についてのみ、今回ご案内させていただきたいと思います。

それでは、資料1の4ページを開いていただけたらと思います。協働事業の概要の⑤番、受入定員のところですが、表記の方が分かりづらかったということで、「令和3年5月～」の部分、次のように変えております。「週2日の2コース（各コース定員20名）利用希望者の増加に伴い、令和3年5月からは週4日の開所日のうち、月木コースと火金コースに分け、各コース20名定員の受入人数40名に増員した。」と表記させていただいております。40と20の部分が少し曖昧だったので、このような表記にさせていただきました。

続きまして、8ページになります。ここは居場所の提供のところですが、8ページが一番上になります。居場所の提供の部分でご意見をいただいて、追記という形をとらせていただきました。8ページが一番上、「また、保護者アンケートによると、通所方法は『自家用車による送迎(17件)』が最も多く、次いで『公共交通機関(8件)』が多かった。さらに『送迎しやすい立地だから(14件)』がむすびつくばを選んだきっかけとして2番目に多かった。通いやすい立地であることが、施設を選択する重要な要素の1つだったと言える。」この部分を追記させていただきました。

続きまして11ページになります。事業の分析、学習支援のところについて、11ページの下から5行目の部分を追記させていただいております。「利用者アンケートでは、『学習をすすめるはやさがあった』、『自分の好きなことを学べた』といった意見があり、スタッフは児童生徒を主体に考え、事業に取り組んでいたことがうかがえる」という部分を入れさせていただきました。

続いて12ページ、③番の居場所の提供、心理的な居場所づくりの部分も一部追加させていただいております。③番の上から3行目の後半になりますが、「利用者とスタッフが上下関係ではなく、スタッフが子供の目線でその話に耳を傾け、寄り添いながら自信を失っている子供に安心感を与え、信頼関係を築けていた」この部分を追記させていただきました。

最後になります。16ページ、大きい5番。つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議委員の総評ということで、ご意見をいただきましたので、ここに記載させていただきました。一読させていただきます。

不登校児童生徒学習支援事業協働実施について検証する中で、不登校児童生徒に対する支援の在り方が見えてきた。児童生徒の目線で考えることが重要であり、本人のペースに合わせ寄り添いながら支援することが、不登校児童生徒の前向きな生活を支える力になることが確認できた。学校においてもこのような考えのもと、個々に合わせられる場を提供できれば不登校を生じさせない環境を整え

ることができる。また、不登校児童生徒一人一人の実態に寄り添って支援することが大切であり、そのためにも不登校児童生徒のアセスメントをきちんと行うとともに、不登校児童生徒支援施設と学校及び市担当部局との連携の充実が欠かせないことが改めて認識できた。

教育機会確保法によって子供の学習権の保障が社会課題として再認識された。そもそも憲法26条にある教育の義務とは子供の学習権を保障する義務であって、子供が義務を負っているわけではない。つまり学校へ行くことは子供の権利であって義務ではない。

「全ての子供に学びの機会を保障する」社会を実現するために子供の多様な学びの場を官民あげてつくっていく必要がある。そのモデルが今回の官民協働事業であったはずだ。その検証において官民のコミュニケーション不足が指摘されたことの意味は大きい。協働の根幹にかかわるからだ。そして教育委員の一人として協働に参加できていなかったことは私自身の反省である。さらに多様な学びの場は子供だけではなく社会全体の課題になっている。つまり分断されつつある現代の市民社会の再構築という大きなテーマへの視座を共有したい。

検証報告から見える今後の必要性・方向性は、ひとつには、学校との連携の在り方をどのように進めていけば不登校児童生徒に適切に対応がとれるのかということである。そのためには、学校と委託事業者との繋ぎ役を担うスタッフを配置することが大切となる。担当者としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門的立場の人材を配置したい。強いては、校内フリースクールの充実・拡大に繋げ公的機関と民間機関の差別化を図り、役割分担を明確にする必要性もある。次に、不登校児童生徒の保護者のネットワークづくりをめざしていく必要がある。親の孤立や悩みを解消するために親の会の拡大や勉強会などを開設していくことが望まれる。

協働事業とは「一つの目的のために異なる複数の主体が対等な立場で関わること」である。しかし、当事業において、協働事業の目的と役割分担の明

確化および共有が徹底されていなかったため、双方が自身の認識のままに実施を進めていったことが、コミュニケーション不足による連携体制の不備につながった。よって、今後、協働事業を実施する際には、目的の共有と明確な役割分担が必須である。一方で、この事業によって、むすびの専門性を活かした不登校児童生徒支援による知見が多く見いだされ、課題も可視化された。今後はその知見と課題を一つひとつ丁寧に踏まえながら、不登校児童生徒および保護者の視点を常に念頭に置いて、制度設計と施策の実行を喫緊かつ着実に進めていくことを提言したい。協働事業者は児童生徒への効果的な支援を行うため、スタッフ同士のアセスメントや週一回のミーティング、研修など、精力的にスタッフ研修に取り組んでいた点は評価できる。また、仕様書には一人一人に合った学習計画の立案についての記載はあるが、児童生徒へのより充実した支援を行うためには、個別支援計画の立案も今後検討する必要がある。

この度の協働事業によって、市として学びの保証を公的に支援するとはどういうことなのかを改めて考えさせられた。利用者のアンケートを見て「むすび」は学習支援の一つの形として成果を出せたと思うが、そこへ通う事ができない、あるいは望まない児童の存在も明らかとなったと思う。個に応じた様々な学習支援方法の構築には、児童や保護者視点の求める支援の形を明らかにしつつ、より多くの学びの場が連携して生徒や保護者を繋ぐことが大切だと感じた。

以上、今までご意見をいただいたものを、訂正、修正追加させていただいて、今回出させていただきました。以上でございます。

○教育長

今、報告書について説明をしていただきましたけど、お気づきの点等ありましたらお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。今回、報告書というのは、私たちのこの児童生徒支援検討会議の中でまとめていった報告書という形で示したわけですがけれども、ご意見がないようでしたら、一応これでまとめたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

この案を報告書としてまとめたということにしていきたいと思います。今後については、議会の方から提言を受けているということもありますし、大変ご心配をかけたということもありますので、議会の方に説明をさせていただき、その後、市のホームページ等で公開していくという手順で進めていきたいと思います。

案件2 今後の不登校に関する児童生徒支援のあり方の検討について

○教育長

案件の1はこれで終了ということで、2の方に進めていきたいと思います。2は今後の不登校に関する児童生徒支援のあり方の検討についてということで、案を前回示させていただきましたけれども、さらにそれを具体的にある程度示せるようにしたものでございます。続けて学び推進課岡田課長説明をお願いします。

○事務局

引き続きまして、不登校に関する児童生徒支援、令和5年の支援施策案についてお話をさせていただきます。資料2の方になります。今までも検討委員の方々にはたくさんご意見をいただきながら、案の方を作成して参りました。今回は、いろいろなご意見をいただいた上で、少し具体的な数字も示す予定でおります。数字等についてですが、あくまでもこちらは案としての数字になりますので、これがそのままということではなくて、こんな方向性で考えていければなということですので、その部分についてはご了解いただけたらと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それではこの資料に沿って、簡単であります但説明をさせていただきます。項目については、これまで出してきたものと変わりはありません。まず1番、校内フリースクールの整備になります。校内フリースクールの充実の必要性については、今までもたくさんご意見をいただいております。そこで、令和5年度につきましては、中学校及び義務教育学校後期課程で、既に1校モデル校で入っているのですが、そのモデル校を除いた16校全て、それから小学校及び義務教育学校

の前期課程、こちらは校内フリースクールの試行的実施ということで、不登校児童が多い6校程度に、先行的に設置をするということを考えております。また、校内フリースクールですので、モデル校でも実施しているように、専任の職員の配置が重要になってくると思います。専任の職員としては、会計年度任用職員を1名ずつ配置したいと考えておりました、週5日、1日6時間勤務、ただし、長期休業期間中は勤務なしということを想定しております。経験豊富な退職教職員の任用等を想定しております、今年度、試験的にモデル校の方で校内フリースクールを取り入れておりますので、そちらのノウハウを生かしながら研修を実施した上で、次年度、校内フリースクールの拡充を進めていきたいと考えております。

二つ目スクールカウンセラーの配置になります。こちらもいろいろな場面でスクールカウンセラーの重要性はご議論いただきました。現在、市内に勤務するスクールカウンセラーは、週1日、1日7時間勤務になりますが、そちらを1名分と換算して、現在令和4年度については、市内で21名分任用をしております。今後ですが、増員の理想の数になりますが、令和7年度までには、市で勤務するスクールカウンセラーを、現在の21名から56名に増員することを目指しております。令和7年度までということで想定しております。配置基準ですけれども、大規模義務教育学校はそれぞれの学校に3名ずつ、上記以外の義務教育学校は2名ずつ、小学校及び中学校各学校1名ずつということで、合計56名という人数を考えております。ただ、先ほど申し上げたように、令和7年度までということで考えておりますので、まずは令和5年度については12名増員して、33名まで増員できればと考えております。

続いて3番、スクールソーシャルワーカーの配置です。こちらもカウンセラーと同様、必要性についてはたくさんご意見をいただいたところです。現在、つくば市に勤務するスクールソーシャルワーカーは、ほぼ週2日の勤務、1日あたり6時間勤務が標準的ですが、8名分任用しています。前々からお話をしておりま

すが、スクールソーシャルワーカーの業務としては、家庭訪問を行ったり、家庭に行き保護者と面談をしたりということ、いわゆる生活相談であったり、アウトリーチ的な支援を行ってきました。このスクールソーシャルワーカーを増員していくことを考えております。こちらも増員の理想人数ですけれども、1学園に1名は配置したいと考えておりました、令和6年度までに、現在の8名から18名、つまり1学園に1名まで増員したいと考えております。令和6年が18名ですので、令和5年度につきましては、まず9名分を増員して合計17名。1名少ないのですが、その1名というのは、(仮称)みどりの南小中が令和6年度に開校します、みどりの南については、令和6年度からの配置、それ以外については、令和5年度から配置できればと考えております。

続いて4番、教育相談センターの相談員の配置でございます。現在、教育相談センターの方では教育相談員が8名、教育支援センターであるつくしの広場の担当者が2名、合計10名の勤務ということになっておりますが、今までの検討会議でもお話をしたように、年々相談件数が増加傾向にあり、なかなか対応は難しいという状況も出てきつつあります。そこで、やはりこの部分についても増員が必要だろうということで、来年度につきましては、教育相談の相談員について2名増員して10名。それから、つくしの広場の担当者を1名増員し、3名。つまり、今年度合計10名だった配置を合計13名に増員をしたいと考えております。

続いて大きい5番です。不登校児童生徒の保護者への補助、今まで検討会で利用者補助という言葉も使っていたかと思えます。保護者への補助を次のように考えております。不登校児童生徒が学校外で学習等を行う際に生じる保護者の経済的負担を支援しましょうということで、この補助制度を考えております。補助対象経費は、不登校児童生徒支援施設を利用する際の利用料、それから不登校児童生徒が学校まで学習等を行う際に生じる経費といたします。補助金額については、不登校児童生徒1人につき上限額を定め、生じた経費分を支給すると考えており、現在検討中ではあるのですが、補助金額の上限は児童生徒1人当たり2万

円程度が妥当ではないかと考えております。

続いて6番、民間の施設の運営者への支援になります。民間施設運営に対して、児童生徒の支援体制整備、それから運営にかかる経費を支援していくという仕組みになるかと思えます。そういったことで、児童生徒の選択肢を充実させることにも繋がると考えております。経費の支援の具体的なところですが、1日当たりのつくば市在住の利用児童生徒数と、施設開設日数等に応じて上限額を設定し、支援対象事業の2分の1と比較して少ない方の額を支給するというのを考えております。また、支援する施設は、つくば市内に所在する施設であるということを前提としまして、不登校児童生徒に対する相談、指導に関し深い理解、知識、経験等を有している。さらには、それを活動の主たる目的として一定の社会的信用を有している。家庭、学校との十分な連携協力関係が構築されている。このようなことを施設の要件として捉え、要件を満たす場合には、支援していきたいと考えております。

また、施設によってはカウンセラーの配置等もあると考えられますので、そういったカウンセラーの配置加算など、必要に応じて加算ができるような仕組みも現在検討中であり、あくまでも検討中になりますが、施設運営者への支援の具体的な想定例としては、1日当たり利用者5人の場合、そして、週の開設日が5日の場合には、上限として年間300万円から500万円。二つ目の例としてももう1個提示させていただきますが、利用児童生徒数が10名、週の開設日が4日の場合、支援の上限として、年間500万円から600万円ぐらいと考えております。

続いて7番、公設の不登校児童生徒支援施設ということになります。こちらは現在で言えば、むすびつくば、ここに広場になるかと思えます。こちらについても、あくまでも児童生徒の社会的自立を目指す選択肢の一つとして、公設の不登校児童生徒支援施設を引き続き運営していく、こういった制度についても当然制度設計をしていくということです。

最後8番、家庭にいる児童生徒支援。こちらでも検討会の中でいろいろなご意見

をいただきました。なかなか家から出られない児童生徒、ひきこもりに近い児童生徒もいるだろうということでお話をいただいております。一つは、そこにも書かせていただきましたが、例えば、県で作成をした「いばらきオンラインスタディ」や、つくば市独自のICT教材「チャレンジングスタディ」を継続して活用するという、学校としても積極的に案内をしながら利用活用を促していくことも必要かと考えておりますし、先ほどスクールソーシャルワーカーの増員もお話をさせていただきました。スクールソーシャルワーカーは、家庭訪問をして保護者と繋がったり、本人と繋がるということが可能になります。このスクールソーシャルワーカーの増員も活用しながら、この家庭にいる児童生徒の支援を考えていきたいと思っております。

以上、八つの柱の話をさせていただきました。少し前回に比べて、具体的な数字を述べさせていただきましたが、最初にも話をさせていただきましたように、この数字はあくまでも現在の案ということで、この方向性では考えているのですが、まだまだ案の段階ですので、その部分については、ご承知おきいただけたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○教育長

この会議の中で、具体的な数字を決める、金額を決めるということは難しいと思っておりますので、こういう方向性で考えて良いのかというところを決定しまして、その上で事務局が今後財政と話し合いながら具体的な案を作り上げていくという形になると思いますが、財政でできるだけ私たちが考えた方向性が100%実現できるようにやっていかなきゃいけないなと思うのですけれども、そういう目で見るときに、質問とか、ぜひここはというものがありましたら、意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

説明ありがとうございました。私もこの方向で実現できれば素晴らしいなと思っております。ただ、財政課との相談の場合には、明確に範囲とかそういうものを

示さないと、なかなか理解してくれないのかなど。だからその時に、何でそういうものが不登校児童生徒にとって必要かということを確認に示す、一般の児童生徒もそれで区別ができるのかとか、そういうものを説明できることが大切なのかなど。そこら辺が今後さらに検討していくことかなど、細かいところだと思いの
でよろしくお願ひしたいと思います。

○教育長

かつての行政を経験した人が、その大変さを感じているというところかもしれません。ほかにありますでしょうか。

○委員

やっところまで来たなという感じがして、本当にご苦労さまでした。四つあるんですけど、まとめて言っちゃいます。

まず1番、校内フリースクールの会計年度任用職員が、1日6時間となっていますけど、これは会計年度任用職員が職員会議に出たり、場合によってはクラスのようなものを預かるのですが、これは8時間じゃなくて6時間になるというのは不都合が生じないですか、というのが一つです。

2番目は、教育相談センターの増員は分かるのですが、かねてより相談事業が子担当や親担当という、これがどうしても私は、親の話も聞き子供の話も聞き、両方やって一つの相談事業が成り立つと思っていて、面談を同時にしなければいけないから子担当親担当という形なら分かるのですが、その意味だけですかね。はっきり分けてしまう必要はないと思うと、受ける相談の件数は、単純に考えると倍になる。そんな単純なものじゃないでしょうけど、相談件数を増やすとすると、子担当親担当という考えは、やめたほうがいいのではないかと思うのですが、どうでしょうかということ。

5番目について、不登校児童生徒が学校外で学習等を行う際と書いてありますが、ちょっと悩ましい表現だと思っ
ていまして、子供はいろいろな形で学習するわけですね。だけど、ここで言っている子供の学習権に関わる問題は、子供

が教育を受ける権利だと思うのですよ。子供が学習する権利、言ってしまうと、子供が自分でいろいろな学習をしましたというのも全部、子供の学習と捉えるのですね。ここで言う学校外で学習するというのは、学校外で教育を受ける、教育を受けるという言い方をすると、堅い表現になるのですが、やっぱりそこに社会的なものが含まれていると思うのですね。つまり、子供が自分で勉強しましたという意味ではないということは、この表現の中に入れておく必要があると思います。学習権、学習権と簡単に略して言っているのですが、子供が教育を受ける権利だと思うのですよね。ちょっと悩ましいなと思いました。

最後ですが、利用児童生徒数5人とか10人とかと書いてあるのは、定員を想定しているのか、実際の人数を想定しているのか。つまり、定員5名ということで計算して予算をつけるという考え方と、実際に5名定員だけど、何人利用しましたという形では随分違うと思うのです。福祉の方で言いますと、いわゆる地域活動支援センターは、定員に対しても予算がつくわけですね。だけど、実際のサービス事業所は、定員はありますが、利用者に対して利用実績を出して、支援費が支給されるのです。なので、どちらの意味の人数なのかというのは結構、重要になってくるのではないかなと思います。

○事務局

一つ目の校内フリースクールの会計年度任用職員の勤務時間ですけれども、毎日6時間という想定で勤務時間を考えたところですが、一つは1日6時間、不登校児童生徒モデル校のケースをちょっと聞いてはいるんですけども、正直なところ、朝早い時刻から夕方遅い時刻までということがなくて、一番多い時間はお昼の前後ということは確認できております。6時間勤務であっても当然、休憩時間等は入れるしかないので、実質は学校の方には6時間半とか、7時間近く滞在してくれるかなと考えてはいるのですが、そういった部分を考えて、いわゆる学校の実際の7時間45分勤務になるかと思うのですが、そこまでの時間数でなくても対応できるのかなと考えていることと、当座の校内フリースクールについて

は、この会計年度任用職員1人だけで全部対応しますということではなくて、間違いなく生徒指導主事であったり、各学年の担当者がいて、そういった方々と協力をしながら、不登校児童生徒に対応していくことになると思います。そういった中で、6時間という勤務の中で協力しながらであれば対応できるのかなということも考えております。また、ここにも書かせていただきましたが、退職教職員の任用を考えていて、希望者もかなりの数を想定しておりますので、勤務時間が長いと人を募集するのもきつくなってしまう部分があるかなと考えていまして、今のところは、6時間ぐらいでどうかと考えて載せさせていただきました。

それから二つ目の相談センターの親担当、子担当について、委員さんおっしゃるように、子だから、親だからという区別は基本的にはないと考えております。ただ、ここで分けさせていただいているわけですが、今の相談センターとか親の相談と、子供の相談の対応の仕方が違って、子供の方は相談センターの場合ですと、心理士の免許を取って資格を持っている方に多く入っていただいております。プレイセラピーを取り入れたり、そういった形をとりながら、相談業務を行っているものですから、ここで書かせていただいたのも、今まで教育相談センターで対応しているように、親担当、子担当を分けて書かせていただいております。ただ、当然、親担当と子担当が完全に分かれて対応するというのではなくて、情報交換は常々やっていますし、連携をとりながらやらせていただいております。

それから、三つ目の5番の学習等のところですけど、確かに表現として紛らわしい部分があったかと思えます。いわゆる学習ということよりも、まさに教育を受ける権利ということは我々も分かっている、その表現の部分でもう少し、学習等と書いてしまうと、いわゆる学習が前面に出てきてしまいますので、この辺の表記については社会的な意味合いも含まれると思いますので、そういったものが想像できるような言葉を考えていければなと考えています。

最後、想定人数のところですけど、これは定員ではなくて、実際の人数という

ことで我々の方は考えております。以上でございます。

○教育長

今の懸念は、十分生かしていきたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。

○委員

確認だけですが、5番の児童生徒1人につき2万円程度が妥当というのは、一月当たりということですよ。

○事務局

そうでございます。

○委員

あと、6番の先ほどの人数に関して、在籍はしているけど、実際通っていない場合とかそういうケースなどもこれから詰めていくということですよ。

○事務局

細かい部分については、本当にいろいろな制度設計が見えてくるかと。その辺は今後、細かい部分をきちんと設計していきたいと考えています。

○委員

あともう一つ、1番の校内フリースクールの会計年度職員さんの、基本的には退職教員等という任用についてですけれど、今年度で校長先生を辞められる方もそんなに人数いるわけでもないと思うので、やっぱり研修をきちんと行えば、教員免許があって欲しいというのはとても分かるのですが、場合によってはない方でも、可能性はあるのではないのかと思ってしまうので、その辺のご検討もお願いします。

○事務局

ここではあくまでも退職教職員ということで書かせていただきましたが、人数も人数ですので、委員さんおっしゃってくれたようなことも当然検討しながら考えていきたいと思います。

○教育長

ですが、教員免許状がないとできないことと、そういうこともあるので、そこは十分に注意していかないといけないと。

○委員

ご説明ありがとうございました。財政的支援が必要な施策の8つの柱だと理解して、この方向性は私もこれでいいと思いました。ただ、不登校児童生徒支援制度及び施策としては、これはあくまでも一部であって、そこに財政的、経済的な支援は発生しないけれども、喫緊にやらなければいけないことはあると思うので、これが固まってからは、そこを注力して設計していく必要があると今感じています。

この8つの中で、なぜフリースクールやこういう支援が必要なのかという理念、事業の骨子の部分ができているし、この場ではしっかり共有が図れていると思いますが、そこをもう少し文章化、明文化することもすごく大事だと思っています。

具体的なことですが、市の校内フリースクール、前回の時に2024年からは小学校も全校に配置する計画であるということを知っていますので、まず試験的に6校というのは理解していますが、2023年それ以外の学校の別室登校に代替する空間の確保を徹底したいということは、引き続き言いたいと思いました。校内フリースクールが何なのかという部分をこの場でも話し合わないと、今、モデルケースしか見てない部分があるので。小学校は全然別だろうなと思っていますので、必ずしも退職教職員でなくてもいいのではないかと私も考えています。

4月か5月に、現場の先生方とかスクールカウンセラーとかの方にお話を聞いた時のノートを見返していて、先生たちにとっても何が問題なのかが明確でない、それが取り除けないという言葉とか、子供たちのアンケートの中で、先生でもなく、親でもなく、でも相談相手が欲しい、いてくれたらすごく嬉しいという回答をすごくよく覚えています。例えば、小学校の場合は、そういう斜めの関係のような立場にある人を、こういう空き教室とかフリースクールに設置するとい

うやり方を取り入れられないかなと思っています。そこでもう一度アップデートとしてお聞きしたいのが、ラーニングフォーオール取組。あれは中学校ですけど、NPOということで先生という人とは違うのではないかと思います。そこが引き続き、どのような感じで行われているのかお聞きしたいと思います。

○事務局

ラーニングフォーオールですけども、前々からお話していると思いますが、今年一つの中学校で、週1ペースで対応してもらっています。今年度については、週1ラーニングフォーオールのスタッフの方が来て、いろいろなプログラムというところまでいかないのですが、子供の思いとか希望を聞きながら、いろいろな活動をやっています。例えば、勉強を教える場面もありますし、ワークワークシートやプリントみたいなものを使いながら自己表現をする時間を取ったりとか、そういった時間を設定してくれているというのは、私も一度見に行かせていただいて、確認してきたところです。来年度、ラーニングフォーオールがどのような形で対応できるかというところまで、実は我々の方も行ってなくて、とりあえずラーニングフォーオールさんは今年度の契約ということで進めているので、今年度は、2月あたりにきつと、年度の成果、評価が見えてくるのではないかと思います。来年度以降についてですが、その部分については、まだ我々もラーニングフォーオールさんと具体的な話をしているわけではないです。ただ、定期的に月に一度、我々もラーニングフォーオールさんの担当の方と打合せの時間を持っていますので、来年のことについては、その時間の中で話はしていきたいと思うと同時に、例えば、来年度のつくば市としての制度設計がありますので、この中で、どのようにラーニングフォーオールさんと一緒にやれるかとか、活用できるかとか、知恵をもらうかとか、そういったところはこの制度設計を見ながら考えていければいいのかなと考えています。

○教育長

ラーニングフォーオールは、今年は無償という形でお手伝いいただいています。

す。それは向こうの補助金をいただいた中で、人を活用できるというところでお願ひして、今度代表の李君と私も相談するチャンスがありますので、来年どのような形で関わっていただけるか、また相談しなくてはいけないなと思っています。ただ、場合によっては、ラーニングフォーオールも今、逆に言うと不登校支援のノウハウを蓄積したいということもあって、こういうことも関わっているわけで、そういう蓄積のもとに内部研修を進めることによって対応できる人が増えてくると。そういう人をつくばのこういうところで雇用するというのも、可能なかどうかということもありますので、今後いろいろな可能性を相談していきたいと思っています。

最初に言われたように、全体の細かい計画の中の予算を伴う一部であるという考え方であることは間違いありませんけれども、今後その順番が逆になってしまうところもありますけど、全体のあり方をしっかりこれからまとめていかなければいけないというところではあります。

そういう中でフリースクールはどうあるべきなのか、どういう場所にしていくべきなのかということも、当然その中に組み込まなければいけないと思っています。雇う人も、研修をちゃんと積まないと、ただどうぞというわけにはいかないので、そういうところはこのあり方を基に、しっかり要綱も作らなければいけないし、こういうことを役割としてやってくださいという、そういうことで募集して、研修も積んで、具体的に対応していただくということになると思います。

全体のあり方について、今日時間があるようでしたら、最後に皆さんで話し合う時間も取りたいと思うんですけれども、まずこの予算を伴う、支援実施案についてはいかがでしょうか。もし方向性としては良いということであれば、今後具体的に事務局の方でこれに基づいて、細かい案を作りながら、財政とも折衝するということになると思いますが。

○委員

この政策でフリースクールも含めて、どれぐらいの子供たちに支援が及ぶかと

いうところですが、私は大体民間のフリースクール入れて、2割から3割くらいではないかと思うのですね、学校外の支援ができるのがですね。そうすると校内フリースクールでどれぐらいが機能していくかというのがポイントになってくると思うのですが、それでも、家庭にいる児童生徒への支援者というのが、2割3割は残るのではないかと思うんです。ここで8番の「チャレンジングスタディ」とか、「いばらきオンラインスタディ」というのは、確かに有効なツールであることは間違いないのですが、私は6番の、民間のフリースクールがアウトリーチできる、つまり、なかなかフリースクールに出て来れない子たちもフリースクールに在籍して、支援を受けられるような形も作っておいたほうがいいと思うんですよ。なので、先ほどその実数ですとなると、通って来れない子供たちに対してなかなかケアできないですね。6番の最後のところに、さらにカウンセラーの配置による加算など、必要に応じて加算ができるようその内容と金額を検討中であると。ここの加算の条件に、フリースクールのアウトリーチが入れられないものかなと思うのですね。

ホームスクールとか、ホームエデュケーションはどうするという話も今までも出たと思うのですけれども、あくまでも教育を受ける権利を保障するというのであれば、そこで完結したものについては、なかなか支援の対象にはならないと思うのですね。ホームスクール、ホームエデュケーションについて、それだけで完結しているものについては、なかなか支援の仕方が難しいと思うのです。けれども、それが民間のフリースクールと繋がって、フリースクールが何とか連れ出して活動するとか、そういうふうに出れば、そこには加算できるような仕組みができないかなと思うのですね。つまり、繋がっていることが非常に大事なかなと思うのですね。フリースクール側からすると、そこは加算でやらないと、体制の中だけでは、なかなかアウトリーチができないということが出てくると思うのです。学校の先生がまずそうですもんね。担任が出向いてと言っても、そういう時間は取れないわけですけど、民間でそこに力を入れようというフリー

スクールがあった場合は、かなり動けるような気がするのですね。どうでしょうか。

○事務局

大変貴重なご意見ありがとうございました。加算を含めて、民間フリースクールでのアウトリーチというかやり方は参考になるかと思imasので、改めて検討させていただいて、またご相談させていただきたいと思imasので、よろしくお願ひします。

○委員

5番の先ほどの学校外は、ホームスクーリングは入らないのですか。

○委員

最初に質問したことが考えた内容なのですけど、ホームスクール、ホームエデュケーションで完結している場合には、なかなか難しいと思うのです。なので、校内フリースクールもやった上で、それでもなかなかケアできない子たちに対しては、学校側から出向くことが難しいならば、民間が出向いて行ってということは可能ではないかなと思うのですね。もちろん、スクールソーシャルワーカーが出向いて行って、いろいろケアすることはできると思うのですが、何せ人的な資源の限界がありますよね。

そのように考えると、可能性としては民間でそこもカバーできる可能性があると思うのです。完結している場合は、家庭で完結しているのだと、実際そういう支援はなくても自分たちでやれるという人たちは、それは自分たちでやればよいと思うのですけど、そこに線引くの難しいでしょう。

○委員

その場合は5に入るという理解でいいですか。

○委員

あくまでも支援というのは、強制するものではないので。

○委員

私の懸念はやはり、同じことを意味していると思うのですが、委員さんのおっしゃる、どこの施設にもつながれず、とにかく自宅で、オンラインコンテンツなりで学習せざるを得ない児童生徒への支援はどこに入るのか。学校外は学校外ですし、取りこぼしてしまっている子供たちがいないかという懸念が私の中であって。

○委員

在籍していますから、まず学校は、その子供についての把握はしているわけですよね。例えば、家庭で虐待が疑われるとか、いろいろなケースがあると思うのです。そういう場合は、学校は児童相談所とも連携しなければいけないわけですよね、場合によっては。そして、民間のフリースクールとか教育相談センターというのも一つの方法だけど、基本的には在籍は学校にあるわけです。それで選択肢がいろいろあると考えた方がいいと思うのですよね。つまり、全ての子供は、まず学校に籍はあるわけですよね、義務教育において。

○委員

それは理解しているのですが、さっき委員さんが言ったその家庭で、家庭学習で完結している場合の支援も、この学校外に含まれるという理解で良いってことですね。であるならば、私の懸念は一応払拭されますか。

○委員

完全にホームスクール、ホームエデュケーションの場合も、保護者に報告を求めることはできると思うのです。子供の状況が分からないとか、そのことはやっぱり学校がやるべきことですよね。

○教育長

施設として認める要件と、個人支援として認めるための要件と、両方をしっかり整理しないと。みんなが懸念しているのは、何でもかんでも学校行かないで家で勉強していますという人にも2万円あげてしまうのかという話ですよね。ですから、要件は整理しなくてはいけないと思っています。要件については後でまた

ご相談をさせていただきながらやりたいと思います。

○委員

細かいことですが、8番で先ほどスクールソーシャルワーカーのアウトリーチとおっしゃっていましたが、前回委員さんが言っていましたけど、スクールカウンセラーのアウトリーチってどうなのでしょう。

○事務局

基本的にはないですね。

○委員

というのは、これも現場の先生たちの話を聞かせてもらった時に、行きたいのに行けない、働いている保護者が多いという言葉があったことが思い出されて、スクールカウンセラーのところにアポを取りたいけど平日だと全く時間がない保護者が、どうカウンセリングの機会を提供したら良いのかなという意味で聞きました。週末に、それもでもスクールカウンセラーの方も疲弊していたし、その課題かと思っています。

○教育長

スクールソーシャルワーカーの方が、自分の勤務時間をずらして夜に対応してくださっている方なんかもいますけど、スクールカウンセラーも早めに予約があってそういうことが可能かどうかというのはね。それも勤務要件、契約の要件みたいなものをどう決めるかということにかかってくると思うのですが。ただ、向こうも働く権利というか、働き方の労働基準法による押さえもありますので、その辺を頭に入れながら制度設計するようになりたいと思います。ありがとうございます。

○委員

また確認になりますが、6番の民間のフリースクールみたいなものを支援することによって、利用者さんの負担する金額が、月々の利用料が減るということですよ。それと5番の月々の上限2万円程度の補助を併せて考えて、利用者さん

の負担を今より減らしてという方向ですよね。そうなってくると、6番が今までのむすびみたいな、無料とまでいかななくても比較的安価な価格で利用できるようになっていくという方向を目指しているということで間違いないですよ。

あと、ここに書いてあるのは、現在、不登校になってしまっている生徒への対応という、基本はそういうことだと思うのですが、もちろん一番大事なのは、ならないための策だと思うので、今後は同時に、なぜ学校に行かなければいけないのという部分で、普通に通っている子たちの気持ちが何かもやもやしているのが全体的に漂っている気がしている、想像にはなってしまうのですが、そのときに学校が楽しいところであるという、今学校が楽しいという印象がどうにも漂っていない空気感といったものでしょうか。勉強するところだけじゃないはずだという認識をもう少し明るい方向で持っていけたらいいなという思いがあります。

○教育長

その辺があり方、全体像に関わる場所ですけど、今私も学校いっぱい回っているんですけど、一時期いろいろ制限されていたころに比べると、大分そういう雰囲気はまた高まってきているというか、教員も楽しい学校づくりというのは、かなり今、意識してくれているなというのは感じます。大事なことだと思いますね。

大体出尽くしましたでしょうか。であれば、この方向性としてこの形で進めてよろしいでしょうか。では事務局で、これをもとに具体的な金額の換算の仕方とか要件とか、そういうのをまとめて財政と相談しながら、具体的な案を作成させていただきたいと思います。

案件はこの1と2なのですけれども、委員からぜひ全体としていろいろなところも大事なのではないかと、ちょっと順序がある意味逆になっているところもあるのですが、ただ、議論の中で、そういうことは十分話し合ってきたと思います。ここで、そういう全体のあり方をまとめる上でぜひこんなことというのを、最後にちょっと時間もありますのでいただければと思います。先ほど委員がおっしゃっていた、校内フリースクールのあり方みたいな、ぜひこんなところであっ

て欲しいというのがもしあれば、ここでまずご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

○委員

学習権の保障と言いますが、私も使っていますけど、結局具体的に何なのだろうということはずっと考えていて、それはつまり学校って何だろう、何のために行くところなのだろうという教育のあり方ですけど、学ぶ喜びとか楽しさを体験すること。学びというのは教育大綱にもあるように、一方的に知識を習得するものではないという、集団の中で、相互作用で学んでいくところに本当の学びの喜びがあるのではないかとということを再認識して、学びの共同体という概念もありますけど、学ぶ喜び、楽しさを提供できる学校とか施設ということが一番目指すところ。学習権を私なりにかみ砕くと。その言葉で表現できるかなと考えていました。

○委員

学習権ってすごく難しいのですが、それが侵害されるような状況は避けるということだと思うのですね。例えば、受験競争がすごく過熱していきまると、子供にとってはそういうルートしかないと思って、本当はもっと違うことを勉強したいのに、というので受験勉強に追い立てられてしまうと。これは本当に子供の学習権は侵害されていないのだろうかというのは、やっぱり現場の教師たちがすごく悩むと思うのですね。と言いながら、やっぱり全国学力テストがあるし、そういうものを気にしながらということで、本当にフリーなフリースクールという人たちはやっぱりテストはしません、成績つきませんというのがフリースクールと言うのですが、そういうふうには考えられていたのだけど、そうは言ってもというのが、現場にあると思うのです。学力テスト、今回もいろいろ問題が指摘されてきていますが、何も疑問に思わずに、とにかくやりなさいとなかなか言うのが辛いよねということなのですね。子供たちにとって、もっと自由な学びが本当はあるのではないのとちょっと感じますけど。

○教育長

学力テストはいろいろ問題ありますけど、とはいえ自分の得意不得意をしっかりと自分で認識するという目的のために使えば、ある程度意味はあるのかなど。そして、先生が自分の教えたことの良い点、足りない点、それから学校としての良い点足りない点をしっかりと分析して掴んでいくことがきちっとされれば、良いところが活かされていくのかなと私は思っているのですけど。ぜひそうして欲しいということはこれまでずっと言ってきましたし、校長達も今委員さんが言ってくれたような、楽しい学びができるということを、教育大綱の最も大事な部分でもありますので、それを実現しようと努力していると私はいろいろな学校を見ながら感じています。まだまだ十分ではないというのは、もちろんありますけれども、そんなふうにこれからやっていかなきゃいけないというのは大事な部分かなと思っています。

○委員

今の話の延長ですけど、夏休みの宿題はしなきゃいけないのか。当然宿題を出されたら子供たちはやらなきゃいけない義務として持って帰るわけですけど、私は、やる義務はないと思います。「私はもっと違う勉強したかったからやりませんでした」と言って、学校に持っていきますかということです。先生に話せますか。そうすると夏休みとか、或いは宿題を出すということも、よく考えれば子供の学習権を侵害しているとも言えるのですよね。家庭に持って帰って、学校の勉強をしなきゃいけないと子供が思うということは、学習権侵害していませんか。もっとももっと言えば、今、とにかく学校に行くのが当たり前だと、学校に行かなければいけないと子供たちは思っているわけじゃないですか。気持ちとして、それは社会人になってお仕事しなきゃいけないとか、会社に行かなきゃいけないとか、というふうに今の社会がそうなのだからというので「学校に行きなさい」と親が上から言ってしまうと、それ子供の虐待に当たりませんか？とか、或いは、子供に勤労の義務はないのに、学校へ行くというのをお仕事みたく考えていません

とか、そんなことも極端に言えば言えると思うのですよ。だけど、「私、夏休みの宿題はほかのもっと興味あることをやっていたのでやりませんでした」と子供が言えるかという、それは言えないですね。

○委員

一保護者としてちょっと痛い思いもありつつ聞いていましたが、おそらく夏休みの宿題は、新学期に全部忘れてしまわないように、先生方が最低限出して欲しいと出されている課題だと把握しておりまして、それでも学習が足りないと感じると、塾に入れてしまうという現状が今あると思います。小学生児童、特に低学年の子は、まだ自分で決定する力というか、親が決定権を握っている部分が多いと思います。誘導するなり「やってくれると嬉しい」とか言うと、本人の意思なのかじゃ分からないけど「やる」と答えてしまうような、今、小学校も取組として、自主学習と家庭学習、自分で計画表を立てて取り組むみたいな流れになっていて、もちろんそれって大切で、やらされ学習で育ってしまうと、いざ大学になった時に「宿題はないのですか」と言ってしまうようになってしまうので。事実、私がちょっとその気がありましたので、自分で学ぶことを決める、興味関心を持つというのはとても大事なことだと思うのですが、そもそも世界が狭い段階でそれは難しいというのが、自分というものはやっぱり周りと比べながら見えてくるというのがあると思ひまして、なかなか学校というのは大事だと思うのですけど。

○委員

すいません、反論しといていいですか。やっぱり子供はね、まず遊ばないと駄目なのですよ。先生がいつも体験とおっしゃられているけど、やっぱり遊んでいろいろな体験をして、そして、だんだんと知的な興味が広がって行って学習に向かっているのですね。いきなり最初に学習に入っちゃうと、やっぱり子供はそういうことが逆に言うとモチベーションというか、生きる力とか。

○委員

この討論多分すぐくずれてきちゃうので、私も語りたんですけど、一旦止めて、不登校に関する児童生徒支援に関して、結局つくば市はどうしたいのかという、委員さんのおっしゃる目的じゃないですけど、それが何となくないような気がして、学校に戻れなくてもいいよと言っているような雰囲気もありつつ、見せているような感じも何となくしつつ、個々のあり方を尊重するとは言うけれども、「だったら学校じゃなくていいじゃん」という子が出て当たり前で。そうではなくて、自己決定が大事なのももちろんだけど、知らなかった世界を知る喜びが学び、やってみて合わないことが分かったとか、うまく言えないんですけど、自分で決めたつもりで学校に行かなかった、でも大人になってみて、「やっぱり行っておけば良かった」とつぶやくような人っていると思うんですよ。「それはあなたが子供の時に決めたからだよ」と言われると何とも言えない、諦めの気持ちになるというか。

だから、あくまで最初は自分で決めるとは言っても、ベースみんな同じ位置にあるというのは、ある種大事なのかなとは思っています。その上で、途中段階で各々が気付く気付きに従い、学びの方向性が決まっていくのは良いのですが、目標みたいなものを、つくば市の示す不登校のあり方が改めて記載された方が、民間のフリースクールとしてのいろいろな方向性があってもいいと思うけど、つくば市としてはどうあって欲しいのか。一人一人を見捨てないという言い方をしますが、見捨てないって結局どういうことということを、何かしら明記してもいいんじゃないかという気はします。

○委員

学習権の保障は当然ですよ。もちろん、学ぶことの楽しさとかすばらしさを学ぶ場なのですね、学校というのは。だから、それを第一に考えて教員がどのようにやっていくか、そういうことが基本にないとまずいのかなと。あと、人格形成もあるし、社会性もあるし、学校でそういうことを学べるので、学校は非常に大切なところであるということをお子自身が感じ取るとか、そういうふうに思わ

せることが教員の役目だし、必要性だと私は思っているのですね。

だから、一緒に学習して良かったとか、一緒に物を作って達成感があったとかそういうものは、そういう場でしか学べないものもあるわけなので、そこら辺の感動とかすばらしさを体験させていくことが、私は一番の重要な課題、必要性だと私は思っています。そういうのが学校のあり方というか、学校の必要性を私は感じています。

○委員

私は、学ぶ喜び、楽しさを感じるところが学校である、その学校が今までは一条校に限定されていたのだと思うのですね。なので、一条校に行けないから不登校というカテゴライズがされてしまっていたのではないかと思うのです。なので、学校イコール一条校ではなく、学習権が保障される場も学校と捉えるというぐらい、すごく挑戦的というか、大胆ではありますけど、捉え直しが必要だと思っていて、不登校支援ってつまるどころそこになっていくのでは。不登校って何だろうってつくづく考えていて、単純に30日以上欠席と一応文科省は定義していますが、そこはどうかという疑問が出たというのは、この要件にも関係してくることだと思うのですね、今後詰めていく中で。

だから、不登校はいわゆる一条校に通えないから不登校だったけれど、これからは全員がどこかに繋がれば、不登校という現象というか言葉は要らないなと思ったりしています。であるならば、分かりやすく不登校児童生徒支援と書きますけど、本当のあり方は学ぶ場の創造みたいなことなのかなと考えていました。

○委員

教育機会確保法を何回も出しましたが、最初の目的は、「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り」と書いてあるのですよ。だから、教育機会確保法は不登校の子供たちだけの法律ではないということなのですよ。実際、先生が言われるように、そういう教育が学校で行われることを私たちも皆期待しているのだけど、それができないような状況がいろいろあって、忙しさとか、先生自体がスト

レスを抱えてしまうとか、ある程度になると受験競争でも学習に特化していかなくちゃいけないとかそういう現実をいかに本来の姿に戻していってもらえるかなというのがあります。

教師の頭の中にある理想像ってそんなに皆ずれているわけじゃないと思うのですよね。子供たちのためにやっぱり体験は大事だと思うし、一緒にやっていくことが大事だと思っているのだけど、それができない状況はできるだけ教育行政で何とかしてあげたいというのがあると思うのですよね。だから、親の方の立場として、委員さんの気持ちはすごくよく分かるのですが、親も葛藤していると思うのですよね。だからそういう子供たちも先生たちも一緒みたいな感じがあって、どこかでそれを私は私と思い始める時期があるのではないかと思うのですけど。

○委員

親としてというか、知りたいこと、子供に知らせて伝えて欲しいこととして、学校進学していくのが、大卒であるなどが社会の当たり前であるみたいなものがやはりあると思います。そうではなくて、学校へ行かない選択肢をした生き方の人が、どういう生き方か具体的に実は知らなくて、私の身近にも不登校を経験した方が結構いるけど、社会人になった後もどうしても休みぐせって言い方は悪いのですが、どうしてもちょっとぶち当たるとまた戻ってしまう。でも、そういう波の中で葛藤しながら生きていて、だから親として心配なのは、この子が本当に自立して生きていけるだろうかというところなので、いろいろなスタイルがあるならば、学校の先生って基本大学を出て学校の先生になっている、自分の中のシミュレーション、理想ではないけど、一番想像できるのがそれであるわけだから、そうじゃないいろいろな生き方があるのだ、高校に行かなくて成功したって言い方は変ですけど、自立して生活している人、いろいろな生き方みたいなものを先生たちも、ちょっと頭のベースにあったらもうちょっと指導が変わってくるのではないかなという、どこか進学して学びを受けることが、ベストであると思

っているところがあるのではないかなど。

自分自身はそうだったし、そうであるけれど、いろいろな生き方というもの、多分みんな見えていない。税金を納めない生き方をしている人は悪なのとか、よく分からないですけど、何に喜びを感じる生き方みたいなものとか、そういうたくさん生き方がある中で、自分は安定を求めるからこう生きたいんだとか、いろいろなモデルケースが世界にあることをもうちょっと認識できれば、不登校って言葉があるのも登校することが当たり前であるっていうベースがあるからこその不登校であって、だから、いろいろな生き方がある上でこれを選択したという意識がせめて中学生の頃の自分が持っていたら違ったのではないかという気がする。その違う選択をした場合、こういう困難が待ち受けるかもしれないけれどもみたいないろいろな想定ができる。学校がそういう学びもできるといいなという思いがあります。

○教育長

大分時間を過ぎていました。先生今のいいですか。大事だと思います。もう生き方論、教育論になってきましたが。

○委員

学校がやってないみたいな。私は、個人尊重は基本にあるわけですから、その子にとっての将来とか人生とか、ベストなとかそういうものを探らせるとか自分で導いて進めるような、そういう手だてをしていくのも学校だし、だから、私は押し付けではないし、一つのルートが正しいとかそういうものではなくて、やっぱり自分で自分探しをちゃんとできる、そういうふうに導くのがやっぱり学校だと思うので、そういう環境の中で少しでもそういうことに早く気付くとか、進めるように援助してあげることが必要な場だと思っています。

○教育長

議論は尽きませんがすいません。委員さんが心配されるように、かつての学校はどちらかというといわゆる一般的に言われる良い子を育てて、そのラインに乗

せてあげるみたいなのところが強かったというかそういう傾向があったことは否めないのかなと思います。

でも、今、多くの学校、多くの先生はそうではないと、自分の生き方をしっかり自分で見つけていく、そういう教育をしようという機運は非常に強まっているのではないかと思いますし、つくばはやっぱり教育大綱で示したのはそういうところでもありますので、ますます今心配されたこと、そして皆さんが考えている教育をつくば市としては何とか実現することが、不登校という言葉が大分引っかかってきたようなところもあるんですけど、全ての子供たちにきちっとした自分なりの生き方ができるような、そういう子供を育てていこうというのはそのための私たちは学校でもあり、いろいろな今考えている支援でもあるととらえていて、あり方をまとめていくという感じですかね。

まとめる人大変になってきました。そういうところで大体、今日は時間でこの辺にさせていただきまして、今後の予定について事務局の方からお願いしたいと思います。

○事務局

本日もご議論ありがとうございました。次回第11回の会議ですけれども申し訳ございません、まだ日程の方が調整中でございますので、調整がつき次第またご連絡をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○教育長

では日程の方は、改めてまた連絡させていただきます。これから今、議論が大分出てきました全体像について取りまとめていきたいと思います。予算を伴う案につきまして、ここまで何回も議論いただいたりご意見いただいて本当にありがとうございました。これをもとに本当に頑張ってまたやっていきたいと思えます。本日は長時間ありがとうございました。